

青少年だより かけ橋

平成30年度 第9号 <12月発行>

音更町教育委員会

子どもの虐待は重大な人権侵害！

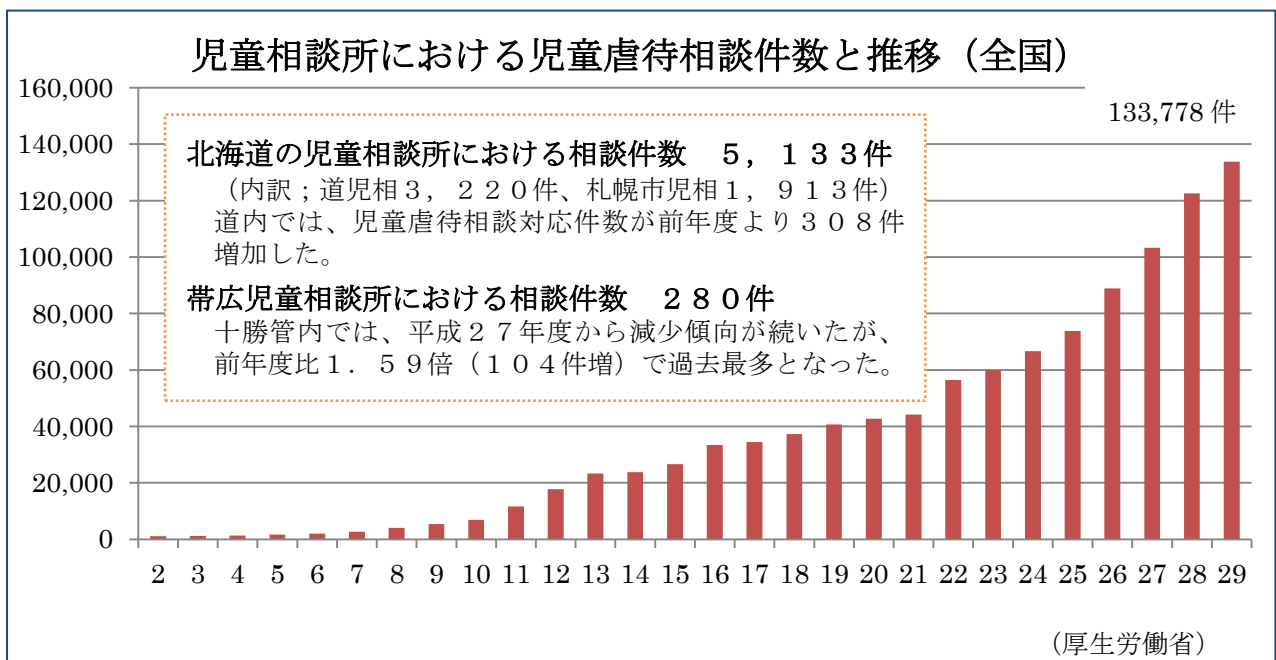
子どもに対して身体的な危害を加えたり、適切な保護や養育を行わないことなどによって子どもの心身を傷つけ、健やかな発達を損なう行為を『児童虐待』といいます。虐待は、子どもの身体だけでなく、心に深い傷を残します。親は『しつけ』だと思っけていても、子どもが苦痛を感じていれば虐待です。どこの家庭でも起こりうる身近な問題です。

児童虐待の現状

平成29年度中に、全国210か所の児童相談所が相談や通告を受けて『児童虐待相談』として対応した件数は、前年度比1.91倍の13万3,778件（速報値）で、過去最多となりました。児童虐待に対する社会の認識の高まりなどを受けて、平成2年度に集計が開始されてから27年連続で増加しています。相談対応件数が大幅に増加した主な要因には、心理的虐待に係わる相談件数の増加と、警察等関係機関や近隣住民などからの通報の増加があります。

虐待の種類別では、配偶者に対する暴力（面前DV）や、子どもに対する言葉による脅し・暴言などの『心理的虐待』が最も多く、7万2,197件で全体の54%を占めています。心理的虐待の相談件数は、5年前の約3倍になっています。また、殴る蹴るなどの『身体的虐待』は、3万3,223件（25%）、育児放棄などの『ネグレクト』は、2万6,818件（20%）で、どちらも5年前の1.4倍に増えています。

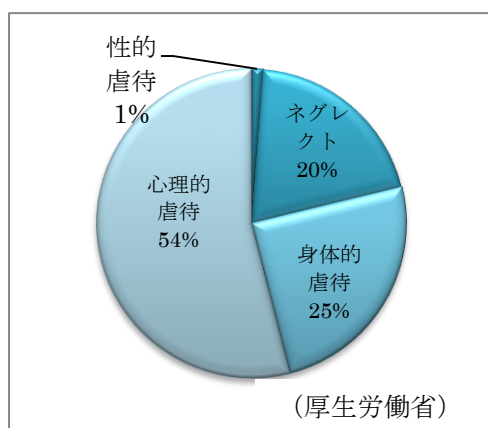
児童相談所における虐待相談対応件数（速報値）



= 児童虐待は以下のように 4 種類に分類されます =

身体的虐待	殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、冬屋外に長時間しめだす等、児童の身体に外傷を生じ、または、生じる恐れのあるような暴行を加えること
性的虐待	性的いたずらや性的行為の強要、性器や性交を見せる、性器を触るまたは触らせる、ポルノグラフィの被写体にする等、わいせつな行為をすることやさせること
ネグレクト (養育の放棄)	適切な食事を与えない、乳幼児を家に残したまま度々外出する、家に閉じ込める、自動車の中に放置する、病気やけがをしても病院に連れて行かない、同居人による虐待を放置する等、保護者の監護を怠ること
心理的虐待	言葉によるおどし、無視、否定的な態度、兄弟間での極端な差別的扱い、配偶者に対する暴力 (DV) 等、児童の心に不安や恐怖を与えること

虐待の種類別



<こんな姿を目にすることはありますか>

- 子どもの泣き声や、親の怒鳴り声が頻繁に聞こえる。
- 子どもの身体が不潔で、衣服がいつも汚れている。
- 子どもがいつもお腹をすかせている。
- 子どもの顔や身体に、不自然なあざや傷あとがある。
- 子どもが昼・夜間一人で外にいる。
- 親が小さな子どもを置いて頻繁に外出している。



地域の住民一人ひとりが『子どもを守る』ネットワーク！

子どもの虐待が起きる要因は様々ですが、虐待する保護者の多くが、子育てや家庭の悩み・葛藤を抱え込み、ひとりで苦しみ続けています。子どもへの虐待未然防止、早期発見・対応のためには、学校や児童相談所、保健機関だけでなく、地域の力や近所の皆さんの助けが必要です。

地域の住民一人ひとりが『子どもを虐待から守る』ネットワークの一員です。

近所や外出先で出会った子育て中の親子に、優しいまなざしをお願いします。周囲のささやかな支援が、子育て中の親子の心の支えになることもあります。



◎音更町役場子ども福祉係 Tel 4 2 - 2 1 1 1 (内線 5 3 4)

◎帯広児童相談所 Tel 2 2 - 5 1 0 0

◎児童相談所全国共通ダイヤル Tel 1 8 9 (いちはやく)

子育てに悩んでいる方、虐待を疑われる子どもを見かけた方は、1人で悩まずにご相談ください。

青少年の悩みごとは 青少年係へ

電話・FAX 0155-42-5855 (生涯学習センター)